

## 第 8 6 号議案

足立区知的障がい者大谷田グループホーム条例の一部を改正する  
条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 6 月 2 4 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区知的障がい者大谷田グループホーム条例の一部を改正する  
条例

足立区知的障がい者大谷田グループホーム条例（平成 1 6 年足立区条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「利用を希望する者」の次に「（前条第 2 号に規定する者を除く。）」を加え、同条第 2 項第 1 号中「利用者」の次に「（グループホームの利用の承認を受けた者をいう。以下同じ。）」を加える。

第 9 条第 1 項第 2 号中「若しくは」を「又は」に改める。

第 2 1 条を第 2 2 条とし、第 2 0 条の次に次の 1 条を加える。

（福祉施設指定管理者等評価委員会への諮問）

第 2 1 条 指定管理者の管理運営について適切な評価を行うため、足立区福祉施設指定管理者等評価委員会条例（平成 2 7 年足立区条例第 号）第 1 条に規定する足立区福祉施設指定管理者等評価委員会に諮問するものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

指定管理者の管理運営の評価を福祉施設指定管理者等評価委員会に諮問する必要があるため、この条例案を提出いたします。